

議事録

1. 実施概要

会議名	第4回那覇市男女共同参画会議
開催年月日 時間	令和8年3月19日(木) 10:00～12:00
場 所	なは市民協働プラザ1階 なは女性センター 第2学習室
出席委員	新垣誠委員（会長）、高倉直久委員、 平良亮太委員、竹葉梓委員、野崎聖子委員（委員7名中5名参加） 欠席：玉城直美委員、宮城里沙委員
事務局	【那覇市 総務部平和交流・男女参画課】 照屋課長、與那覇副参事、大木、森芳
傍聴	なし
内容	1 報告 那覇市性の多様性を尊重する条例（仮称）制定に向けて実施した パブリックコメントについて 2 審議事項 那覇市性の多様性を尊重する条例の条文（案）について
配布資料	資料1 パブコメ結果報告（まとめ） 資料2 「那覇市性の多様性を尊重する条例（素案）」に対する市民意見の募集 （パブリックコメント）の実施結果について 資料3 条項別修正箇所（まとめ） 資料4 （パブコメ時）条例（素案） 資料5 （修正済み）条例（素案） 資料6 他市町村条文（第5条から第7条）

2. 審議状況

1 報告 パブリックコメントの実施結果について

発言者	発言内容
新垣会長	では最初に、本会議の公開について、「公開」と決定してよいか。 異議はないようなので、本審議会は公開とする。 それでは、事務局より本日の議題について事務局よりご説明をお願いします。
事務局	事務局より資料1～2 説明
新垣会長	ただいまの説明について、質問・意見があればお願いします。
竹葉委員	パブコメに対する市の考え方の回答部分について、すでに公表しているという 事だが、いくつかご意見を申し上げたい。

	1 番 人口の減少について述べている意見に対して、本市でも人口減少がまちづくりの課題となっていますと回答している。条例を制定する事が人口減少に繋がりうる面もあるという前提を肯定してしまっているようにみえる。人口減少に繋がるものではないと明確に否定するかどうかはさておき、相手方の前提を肯定するというのがひっかかった。 12 番 パートナーシップ・ファミリーシップの定義がわかりづらいと言う事と、3 親等以内の人を含める理由が不明確という意見。それに対して、精神的・経済的・物理的の記載について、検討いたしますと回答しているが、この定義自体はすでに要綱であるのでそれに従って、条例も書いているという風にした方がよかったかなと思った。那覇市のこの書き方は、他の自治体にはあまりない書き方である。他自治体だと、日常的に継続した関係があるというような、まるっとした書き方で、それだと分かりづらいから、より詳しくという風に、明確にする趣旨でこの書き方になった経緯があったと思う。検討しますという回答だと、やっぱりわかりにくいよねという回答になっていると思う。
事務局	精神的・経済的・物理的という書き方は、要綱であればいいが、条例の書き方にはそぐわないのではないかという法規からのアドバイスがあった。 物理的に支え合うというのはどういう意味なのか伝わりにくい、条例はわかりやすく書く必要があるため、書き方は条例の書き方に合わせた方がいいという判断である。
竹葉委員	40 番 差別解消は重要だが、解釈や運用によって表現の自由や信仰の自由を不当に制限する可能性がある。厳しすぎるルールや監視体制は多様性の尊重・啓発の趣旨から逸脱しているのではないかというご意見に対する市の考え方について。理念条例であるから強い拘束力はないという事を回答していると思うが、「自由な議論や多様な発言を疎外するものではありません」というところにひっかかる。もともと表現の自由・信仰の自由を侵害するものではないというのはその通りだと思うが、そうはいつでも差別的な発言はダメというのを掲げたものだと思う。自由な議論や多様な発言を疎外しないという書き方だと、自由にやらしてもらっても良いですよと捉えてしまいそう。条例施行にあたっては逐条解説等でわかりやすい解説、ダメな例をあとでイメージしてもらいやすいように掲載するという記載に留めても良かったかなと思う。 43 番 伝統的・保守的な家族価値観をもつ市民の意見を軽視することにならないか、男らしさ・女らしさといった保守的・伝統的な価値観を持つ人々の信念も尊重されるべきというご意見である。それに対して、社会には伝統的・保守的な価値観を大切にする方々もいる、その方たちも含めて安心して暮らせる社会を〜と回答している。そうすると条例の趣旨が薄まってしまうのではないかな。先ほどと同じように、結局、自由に批判・議論してもよいという事につながるのかなと思う。 40 番や 43 番は、自分たちが疎外されてしまうという事を考えていらっしやると思う。そうではないという事を明確に言う、差別という現状があるから、この条例の理念があるという事をもっと言うていく必要があるのではないかな。

野崎委員	表現の自由というところについて、自由権の考え方が根本的なところが若干ズレているのかなと思う。何でもかんでも言って良いと、表現の自由をそういう風に理解されていると思うがそこは違う。表現は自由だが、他者を攻撃して傷つけて良いというものではない。社会との関わりの中で他者との調整が必要になる。そこについての誤解を増長させないかという竹葉委員のご意見かと思う。他者との関係で無制約・無制限ではなく、公共の福祉の兼ね合いや他者との人権の関係で一定程度は制約を受ける事はあるという事。そこを表現するしないも含めて難しいところなので懸念は理解できる。
事務局	40 番 の表現の自由や信仰の自由は憲法で保障された重要な権利であり、市民一人ひとりが尊重されるものであるというところについては、法制契約課のアドバイスももらった。憲法で保障はされているが、それ以上を何が保障されていて、何がアウトなのかという判断をここで書くのは文章量としても難しいという事であった。
野崎委員	議会で条例を色々ともむことになると思う。この市の考え方は、そのための準備だと思う。こういう意見を踏まえて何を検討して、そして議会で議論をするときにどう答弁するか。表現の自由とはいっても無制限のものではないという事を上手に説明できるように用意しておく必要はあると思う。
平良委員	市の考え方をどう表現するかというところで、完全に違いますという否定をするのは難しいから一部肯定するような表現があるのだろうと理解しながらみている。一方で、那覇市として向き合う事を示す条例を制定するのだから、違うものは違うとスタンスを表明する必要もあると思う。これだけの意見があるという事は、注目されていると思う。
事務局	資料には、市の考え方を掲載しないといけないのでこのようにまとめているが、これ以外にも応援していますとか、頑張ってくださいとか、賛成していますといったご意見もたくさんあったという事はお伝えしておく。
高倉委員	反対の方にも寄り添った形で工夫して書かなければならないということはあると思う。その中でも、市の考え方としては性の多様性を尊重しているという事は書かないといけない思うし、反対の方をないがしろにするような事はなく、公平に書かないといけないということだとは思いますが、市の考えは明確にする必要がある。表現によっては、これを許してしまうとヘイトに繋がりがねないような活動家の人たちに勢いを与えるようなことにもなりかねないと懸念する。那覇市は条例を制定しようとしている、知念市長を含めそれを応援してくれる支持者の方もいらっしゃるし、右も左も関係なく良い条例は通していこうという議会対策も必要になると思う。反対するであろう議員さんに対する説明の準備と言う事からも、もう少し立場を明確にしておくのも良いかと思う。
新垣会長	ここにレインボーフラッグがある事に嘘がないのであれば、スタンスはもう少し明確にする必要があると思う

	伝統的な～とかあるがこの意見では、今の社会が制度的に法的に慣習的にフラットになっていて、その中で性の多様性の事だけが優位にいくんじゃないか、というマジョリティ特権を持った人たちの考えだと思う。明らかに今の社会が公平ではないというスタンスに立たない限りは、中立をとってしまおうと、どうしても逆に差別してしまう方向に立ってしまうことになる。私たちのスタンスはここにある、今の社会は様々な意味で公平が保たれていないと思いますというところからである。憲法の話もでたが、憲法というのは国を監視するもの。同性婚もない、色々なものが疎外されていないかという疑問を呈する側に本来経っているのではないかと思う。それを確認したうえで、市の回答をする必要がある。伝統的な考えも尊重しますよと言う事自体が、自分たちの条例と矛盾しているというか、否定している事になってしまうんじゃないかと。 この後条文に関する事議論していくが、ここで非常に重要な視点になってくるところだと思うので、進行して条例の説明にうつりたい。
事務局	表現の仕方や書き方については、少し自分たちの立場を確認しながら検討していきたい。今はこの形で公表している。ご指摘していただいた40番や43番の考えについては、もう少し内部でも検討していきたい。
高倉委員	ネットで回答が出ている物を書き換えるのは難しいと思うので、議会对策として市の立ち位置、今公表したものは五分五分になっているものを、議会对応では6:4くらいにして、推し進める方の立場として対応されていければよいのかなと思う。
新垣会長	条文自体が本質にかなったものであれば良いかと思う。中身がしっかりしている事が大事であるが、今の議論は考え方として重要なものであったかと思う。

2 審議事項 那覇市性の多様性を尊重する条例の条文（案）について

発言者	発言内容
新垣会長	続いて那覇市性の多様性を尊重する条例の骨子（案）について事務局の方から説明をお願いします。
事務局	事務局より資料2～5を説明
高倉委員	自治会のアンケートを書いている回答者の年代はわかるか 高齢の方が多いような気がするが。
事務局	自治会の会長であれば高齢の方は多いと思う
高倉委員	年齢で回答が変わってくると思う。

事務局	お願いをしたところが自治会会長の会合で、そこで書いてもらったのでだいたい高齢の方が書いているという事になる。
野崎委員	例えば、企業に対してお願いするのも経営者じゃなくて社員であれば違う結果になったかもしれないし、自治会でも長ではなくて、子どものいる世帯などであればアンケート調査の結果は違うものになったかもしれない。これをどう評価するかと言うと難しいところある。
新垣会長	これを根拠にして条例の文言を考えると、こういう人たちのための条例になる気がして、誰に向き合っている条例なのかと言う事にもなる。
野崎委員	条例は10年、20年続くわけだから、この条例と最も長期的に関わる世代の意見はすごく大事かと思う。
高倉委員	未来を担う人たちの意見が欲しい。
野崎委員	そこをどういう風を集めるのかというのは行政のアンケートの難しい所だと思う。若い子たちはラインで拡散してアンケートを取る事があると思うが、それが行政でできるのかとか。やり方が難しいからこういうアンケートの取り方になっているかと思う。
高倉委員	未来を担う方々へアンケートをやる場合は、デジタル化にして直接の記載式のアンケートでなければ、より若い人たちの意見が集まると思う。
新垣会長	いま制定しようとしているのは理念条例。 法律や条例は社会を変える力があるもの。今ある現状をみてそこに合わせるんじゃないくて、未来をみて、そこに焦点を合わせた理念を掲げるべきじゃないかと思う。ここれハードルさげてしまうと、おそらく社会は何も変わらない。低い理念だなと捉えかねないと感じる。
野崎委員	文言が「務めるものとする」であったとしても、市民の声がどういう風に拾われてどんな意見がでてきたのかというのはすごく大事だと思うので、若い人から意見を聴取するという工夫が出来たらいいなと思う。
竹葉委員	厳しい意見が色々ある中で、浸透していないから配慮してという方向で行くのか、それとも理念を掲げるのだからそこをブレさせないということにするのか。拝見していると、まだこういった考え、より濃縮させたような意見があるんだなという風に思った。 せっかく男女共同参画の中でやっていて参画会議の意見を反映させながら進めているという事で言うと、那覇市がやっている事の射程にはいないターゲットに、そういう事が放置されている事で問題を抱えている人たちのために理念条例を作るわけだから、ここに照準を合わせるのはどうなのかなと思った。

高倉委員	アンケート回答していただいている方たちは、自分の生活には何の影響もないからこういった回答になるのかなと思う。若い人たちとか、本当に困っている当事者たちの意見の聴取の仕方というのは考える必要があるかもしれない。
野崎委員	トイレの個室にアンケートQRを貼るとか、多目的トイレに貼ると当事者の方が見てくれるかもしれないし。逆に学生の方が自由にやっているがそれが行政でできるかというところはあると思うが。委託でできればそれも良いのかと思うが。
平良委員	広報誌に掲載するのも良いと思う。
野崎委員	なは女性センターの広報誌は、こども園に配られているかと思う 小学校中学校であれば、アンケートのお願いなどを掲載していただくことはできるのかも。そういったことで意見を拾う対象を工夫することはできるかもしれない。
新垣委員長	「努めるものとする」という、弱い文言にと言う風にあるが、根拠としたデータ自体がそのまま使っているのか？というところを委員の皆さんは懸念されているのだと思う。 7条のあらゆる教育に携わるものというのがあるが、これがどこまでの範疇なのか、学童とか厚労省管轄の保育園までなのかというのも気になる。
事務局	逐条解説で書いていこうと思うが、内容としては「入っている」ということになる。
竹葉委員	そういうところでいうと、今の「努めなければならない」を「努めるものとする」にランクダウンさせるというのは実際にはそんなに変わらないのでは。
野崎委員	どちらにせよ努力義務であるが、ただ、それを受ける印象は違う。回答されているような方々が、「ならない」というものを「ものとする」と受けた時に、自分の良いように解釈するというのは、事実上の影響はあるのでしょうか。
竹葉委員	ただでさえ実効性を確保するのが難しい理念条例で、そこに合わせてランクダウンさせるというのは、ちょっと残念な気がする。 じゃあ実際に、努力義務として何をしなければならないかという事自体は、変わるものではない。読んだときの心象の違いというのはあると思うが、市の姿勢は変わらないからここであえて落とす必要はないんじゃないかと。
野崎委員	事業者と教育者は本来はもう少し努力の定義が変わるべきかなという気がする。教育者の方が「べき」かなという。子どもは学校選べないし。

新垣会長	市民に対して「こうしなさい」と条例で強く言う事に対しての、反感みたいなものに、配慮しているという事もあるのでは。
事務局	那覇市がそこまで性の多様性について理解が浸透しているエリアではないという事からも負担感を考慮したという事もある。
野崎委員	議会に行った時に修正があるかもしれない前提で、「なければならない」にするという事も良いのでは。色々議論する中で、どうしても後退するところが出てくる可能性もある。「努めるものとする」からさらに後退するとどうなるんだろうと気になる。
事務局	資料6 他市町村の条文 を説明
高倉委員	「努めるものとする」にしてくださいと、議員から言われるかもしれない。それを踏まえて「しなければならない」で一度通してみてもどうか。
新垣会長	庁内の推進委員会で承認を得た案であるが、参画会議としては審議の結果、先ほど指摘のあったアンケートの取り方とか、あと、「努めるものとする」とトーンダウンした変更はして欲しくないという意見でまとめた方がよろしいか。 (異議なし) 他の部分で何か意見あるか
野崎委員	冒頭前文の部分であるが、人口減少の～段落であるが、主語が市であると思う。市が互いを尊重し合う心を持つとともに多様な個性を認め合い、誰一人取り残さない「まち」と。互いを尊重し合う心とか多様な個性を認め合うというのは「まち」にかかるのか。「市民が」なのか。取り残さない「まち」を地域社会と連携して創っていくと。市が地域社会と連携して誰一人取り残さないまちつくっていくことが必要と言う事だと思うが、その前の赤字の部分は「まち」を説明しているのか、それとも「まち」とは違う独立したものなのか。 その時に「心を持つ」という部分が「まち」にかかるんだったら、「互いを尊重し合い多様な個性を認め合い誰一人取り残さないまち」と言う形でひとつの括りになると思う。だけど「まち」ではなく、まちはあくまでも誰一人取り残さないまちであって、地域社会で連携してつくるところからも独立した「互いを尊重しあう心を持つ」とかそういうことであれば、わかりやすいように修正が必要かと思う。
新垣会長	理解を推進するためと言う目的があるが、心情の問題より、正しく理解する事が大事だと思う。反対の意見を持つ人たちに、尊重し合う心を持つことを訴える事だと思っている。反対意見もいいが、正しく理解して尊重するための相手の権利をちゃんと尊重しましょうねということ。個人の尊厳である。いやでも尊重しないとイケないものなのであると。正しい理解をするという事が心情の問題より重要。思いやりと寛容の心ということで上から目線で哀れをかけましょうというような感覚がまだ抜けていないような感じも少しある。

野崎委員	その通りだと思う。「互いを理解し」にしても、後ろの方で多様な個性を「認める」と入っているのでバランス取れるかなと。
新垣委員長	人権を尊重するって、社会の中で多様な考え方・価値観を持っている人がいる。お互いを嫌いな事もある、受け入れられないとか。それはそれでいいが、相手の権利を尊重しないと社会が成り立たないので。私は心を改心しましたというような話ではなくて、正しく理解して、その人たちに向き合って行動するという事が大事。パプコメにあるような反対意見も、気持ちはわかりましたけどそれは重要ではない。それぞれの人の尊厳を守る事が重要で、イヤだろうが価値観が変わろうが権利を認めましようと言う事が大事。
平良委員	市がさらに高みをめざすためには、市民ひとりひとりが人権について正しく理解し、他者の尊厳を尊重し～みたい。主語入れる事と、「理解すること」と「尊厳」と言う言葉を入れて後半の誰一人取り残さない街につなげていくと読みやすく市の姿勢を示せるのかなと思う。
高倉委員	「尊厳」という言葉も入れ込んだ形で調整して欲しい。
竹葉委員	前文の「人権が尊重され」と新しくいれていただいたところについて、人権がといきなり出てきていて、人権がなんなのか、性の多様性が人権と考えているというのがどこにもないため分かりづらい。せっかく3段落目にレインボーな宣言が引用されているので、宣言をした。この宣言は、性についての多様性を理解し、かつ、「人権として」、尊重することを明示し～とすれば、性の多様性については～と言うところでキレイにつながっていくのではないかなと思う。
新垣会長	第2条(7) 日常生活において継続的に支え合うという部分についてはいかがですか
竹葉委員	このように変えて、要綱と串刺しをするという事であれば良いかと思う。内容として意味するところが変わらないという説明であったので。
野崎委員	要領の工夫が必要なのかと思う
竹葉委員	物理的というのが分かりづらいという話があったかと思うが、確か介護とかお子さんのお迎えとか、実際の生活上の何かを担い合っているという関係性を拾いたいという事で出てきた言葉だったと思うが、確かに「物理的」ときてこれを意味するという風につながらないかもしれない。
野崎委員	日常生活は残り、社会生活上と言う言葉は消えている。社会生活を入れた経緯を確認して弊害がないかどうか。

事務局	担当した職員に確認したが、日常生活の中に社会生活も含まれるという認識でもいいのではないかという事を伝えると、それでも良いと思うという事だった。日常生活・社会生活と分ける事でより密接なパートナーとしての関係があることを強調したかったという話である。
野崎委員	日常生活はプライベートな空間、社会生活はプライベートな空間を含まずビジネスといった印象を受ける。あえて入れたのは理由があるのかと気になった。問題ないという事であれば良いと思う。
新垣委員	「不当な」差別的取扱いについて、差別をどうとらえるかというところだと思う。差をつけて分ける必要があるという話なのかと思うが。差をつけられた人たちが不利益を被らなければよいが。一般の人から見た場合、不当な差別といったら、差別はみんな不当だろうとなると思う。
野崎委員	合理的配慮の話もあるかと思う、差別という表現をして差別とは違うという取扱いをされるのが福祉の社会なんだと思う。違いに着目して対応を変えるという事を「差別」と表現することは、今後はやめた方が良い。それは差別ではなくて、合理的配慮だという整理の仕方をした方が良いかなと思う
平良委員	不当な差別とか、不当じゃない差別がどういうことなのかというのが出てくる可能性がある。
竹葉委員	まさしく LGBT 理解増進法の時に議論されたもの。法では「不当な」差別というのが出てしまったのだが、世界から失笑されたという話だった。 不当というのであれば、不当な区別という言葉であればまだ良いかと思うが、差別は不当だという意味が含まれているので、法文だからとここで不当な差別を繰り返してしまうとやはり少しおかしいと思うので、この「不当な」を使わないという修正で良いかと思う。
野崎委員	憲法上も 14 条は人種、信条、性別、社会的身分、門地により「差別されず」としか書いていなくて、不当は使われていない。 裁判例を見ていても、差別にはあたらないという評価をするときは合理的な区別的取扱い・・・みたいな言い回しをしていたかなと思う。 「差別」と言う言葉と、正当化されるものを一緒には使わないのだと思う。 福祉の世界では合理的配慮というものが何年か前から使われるようになってきたと思うが、その前はおそらく合理的差別的取扱いという表現の仕方をされていたと思う。
新垣委員	沖縄県の人権条例には使っているのだが。。
野崎委員	通すための妥協なのだろうとは思っている 最初から「不当な」を入れる事はしなくても良いと思う。

新垣会長	では本日指摘のあった部分を、会長に一任していただき事務局と調整の上、改正した案を委員の皆様にお送りするという形で確認していただくという事でしょうか。 (異議なし)
平良委員	構成としては、市民にどうして欲しいかというのを、主語を入れる。「尊厳」というワードを混ぜて、理解するという事を入れていくという事になるかと思う。
事務局	3月27日までに何か気になる事やご意見があれば事務局へメールで送って欲しい。
新垣会長	他になれば、進行を事務局にお返しする。 以上をもって、第4回那覇市男女共同参画参画会議会を終了する。 次は5月頃開催で修正した内容について審議していただく予定である。